

平成25年度 第2回岩見沢市中心市街地活性化協議会開催結果報告

◆日 時 平成25年7月23日(火) 10:00～11:00

◆場 所 岩見沢商工会議所 第1会議室

◆出席者 出席16団体 欠席4団体 出席者数30名

◆協議事項

- (1) 平成25年度岩見沢市中心市街地活性化事業補助金審査方法について
- (2) 第2期中心市街地活性化基本計画について

◆報告事項

- (1) 空き店舗開設窓口の状況
- (2) その他

◆議事概要

(1) 平成25年度岩見沢市中心市街地活性化事業補助金審査方法について

[審査方法の変更の経過と方法の説明]

①審査方法の変更

前年度までは、得点表を用いて協議会が審査をしていたが、今年度からは、市からの間接補助で、協議会が補助事業の募集・受付・審査・決定・評価をすること、また、アンケート等で問題となっていた、活性化事業の実施効果の見える化が課題としてあった。

そのため、活性化補助に対する審査の内容については、まず、運営委員会で十分な審査を行い、その結果をもとに、協議会で最終審査をし、補助金を決定する。

また、補助決定後、審査時の基準に基づいて評価も行うため、事業実施後の評価をセットで行うことから、審査方法を全面的に変更する。さらに、事業の最終結果を公表し、補助金の透明性も確保していきたい。

②審査方法の流れ

事業者からの申請書を事務局で補助要綱に基づく書類審査をし、それに合致するのであれば申請の受付をする。

運営委員会では、この申請書を基に必要性、有効性、計画性、効率性と評価指標の妥当性について書類審査をし、判定をする。

この際、協議会での審査の前に、運営委員会で行われた書類審査の結果を事業者に一度フィードバックし、事業をよりよいものにするための改善案を申請者が協議会の開催までに提出する。その後改善案も含めて、協議会の20団体で、同じ4つの視点の切り口で、運営委員会での書類審査結果とプレゼンテーションを基に審査を行い、最終決定する。

決定された事業者には、申請時の評価基準に基づく自己評価を実施してもらい、その結果や実績を基に最終評価し公表する。

評価の中で意見等があった場合、継続事業については次年度の審査時に改善して継続していく。

③審査方法の内容

審査の内容は、事業内容が基本方針のどれに該当、あるいは貢献するかを見る。

切り口として、必要性、有効性、計画性、効率性をそれぞれの4～1の項目（点数）に当てはめながら審査をする。

まず、必要性の審査ポイントとして、3つの代表指標または基本方針に、どの程度貢献する事業かを4～1の項目（点数）によって審査をする。

有効性の審査は、基本計画に対し寄与する度合いとして、施設整備であれば居住者数や従業者数の増加人数、イベント事業であれば集客数、滞在時間、長期間の開催等が有効性と考える。

計画性は、単年度の計画実現性に加えて、5年間継続可能かの確認がポイントとなる。効率性は、事業収支と事業規模のバランスを確認し、コストや規模の見直し等を審査の視点とする。

以上の4項目の決定した点数を表に当てはめると、自動的にA～Dのランクに判定され、同時に改善案等も現れる。

協議会での審査は、最終補助決定ラインはAとB判定までで、C判定は運営委員会に差し戻すか取り下げをする。D判定は再申請か取り下げとなる。

[審査方法に対する意見]

① 基本方針にある中心市街地の従業者数の定義、有効性の施設整備事業で5名の定義、パートと正社員は同じカウントになるのか。

⇒従業者数の定義は、パート、アルバイト、正社員の全部を含めた人数で考える。

5名の数は、小規模事業者の定義が5名以上なので、この定義を用いている。

② 活性化の観点からいくと、正社員が増えたほうがポイントが高いと思う。有効性の審査に当たって同じ評価でいいのか。

⇒基本計画の従業者数では、パート、アルバイトも含めているが、もう一度、運営委員会で加点方法を検討したい。

[運営委員会での議論経緯説明]

今回、点数方式から評価方式に変えて複雑になったことは事実であるが、運営委員会で特に議論があったのは、

- ・ 自己評価をどの程度求めるのか、綿密な内容を求めるとすると、事業者でかなりの自己負担をして、評価する方法を検討しなければならなくなる。
- ・ 指標に対する貢献度で、目標値なのか実績なのか。
- ・ 5年以内の自立化も、なかなか難しいのではないかと。

等、以上のような意見が出され、議論をした。

今回の審査方法にしたのは、事業の見える化を目標にしているのと、市の間接補助ながら、協議会で補助決定をすることから、公金の扱いとして、評価として出すべきということで、運営委員会として、この審査方法で協議会に諮りたい。

実際に審議をするときに、運営委員会でさらに精度を高めて行きたい。

(2) 第2期中心市街地活性化基本計画について

[骨子案の説明]

現在までの経過は、平成11年に（旧）中心市街地活性化基本計画を策定し提出、平成18年の法改正に伴い、新たな中心市街地活性化基本計画を作成して、平成20年11月に国の認定を受けた。今年3月に計画期間を1年間延長して今年度が最終年度になっている。

る。

以下、資料に沿って説明

骨子案、素案、計画案と節目毎に意見をいただき、計画を作成していきたい。

〔運営委員会での議論経緯説明〕

協議会から、運営委員会の中に専門部会を設けて、より具体的な事業を検討するよう要請を受け、5回の専門部会を開催している。新しい指標を設けて、人を引きつけるようなものが必要ではないかなど、抽象的な話を今、専門部会で議論している。

この専門部会からの報告を運営委員会で聞き、改めて協議会に具体的な事業を提示していきたい。

報告事項

（１）空き店舗開設窓口の状況

5月1日に窓口を開設しており、6月末までの状況を報告

商業業務集積地区の空き店舗数は、昨年10月には51店舗で、今年6月末現在で70店舗の状況。

窓口対応は、6月末までの2か月間で43件の相談の来客者、電話での問合せが17件、この内、現地の物件紹介が6件。7月に入って2件の契約。

コンバージョン事業は、新規の出店が1件、改修が1件で、現在審査中。

（２）その他

①中心市街地活性化事業募集状況

6月14日から事業の募集をしており、新聞にチラシの折込をメインに、市の広報、会議所の会報、FMはまなす、IHK、各種会議でのお知らせ等で募集したほか、昨年度の申請者にヒヤリングをしながら募集をした。

現在、活性化事業が9件、施設整備が2件で、合計11件程の問合せがあり、この内、イベント事業の4件、施設整備の2件が、今後、申請の可能性があります。

②2期基本計画検討専門部会について

5月に専門部会を設置して、7月3日に5回の全日程を終了した。

組織した21人を若手、商店街、市民団体及その他の3グループに分け、それぞれのリーダーを立てて、2期計画に対して貢献する事業を議論した。今後は専門部会で、この5回の内容を取りまとめ、運営委員会と協議会に諮りたい。

閉会